

本文七「性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」における「性能」の記載内容について

令和 2 年 10 月 1 日
安全・核セキュリティ統括部

本文七「性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」における「性能」の記載内容については、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」に基づき、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために「必要な仕様等」を記載している。

「必要な仕様等」については、性能維持施設を設置する際に設工認の認可を受け、使用前検査によりその性能が技術上の基準に適合するものであることの確認を受け、その後の施設定期自主検査において性能が維持されていることを確認していることから、施設定期自主検査における設備の判定基準を踏まえた記載をすることとしている。また、廃止措置への移行に伴い改めて性能を維持することとなった既施設や設備、専ら廃止措置で使用するために導入した既施設や設備がある場合は、その設備の仕様書、設計図書等から廃止措置を実施する上で必要な事項を記載することとしている。

もんじゅについては、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」（以下「もんじゅ審査の考え方」という。）を用いて審査を行うこととされており、申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項のうち本文七については、令和 2 年 4 月 1 日付けの「もんじゅ審査の考え方」の改正において変更がなかったため、「性能」欄は、既に認可を受けた記載内容「既許認可どおり」としている。

再処理施設については、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」（以下「TRP 審査の考え方」という。）を用いて審査を行うこととされており、申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項のうち本文六[※]については、施設定期自主検査等の検査対象（設備）を記載し、関連する添付書類六において、その判定基準を「点検項目」欄として記載していた。令和 2 年 4 月 1 日付けの「TRP 審査の考え方」の改正では、本六は項目名以外に変更はなく、添付書類六に変更はなかったが、添付書類六において、維持すべき性能の判定基準を「点検項目」欄として記載していたため、「性能」欄として記載を見直した。

※再処理施設の廃止措置計画認可申請書において「性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」は、本文六に記載している。

以上

<参考>発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（抜粋）

Ⅲ. 審査の基準

2. 申請書記載事項に対する審査基準

(3) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

(2) で選定された性能維持施設について、それぞれ位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。また、ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等（以下単に「必要な仕様等」という。）が示されていること。